

一般社団法人 日本電機工業会

ACPC J-02
家庭用空気清浄機性能認証制度
認証費用規定

2026年（令和 8年） 4月 1日 制定



一般社団法人 日本電機工業会
空気清浄機認証推進委員会

目 次

ページ

1. 目的	1
2. 費用の種類	1
3. 費用の額	1
4. 試験の実施に係る費用	1
5. 支払方法	1
6. 支払期限	1
7. 返金	1
8. 費用の改定	2
9. 発生費用の例	2
10. 附則	2

ACPC J-02

家庭用空気清浄機性能認証制度

認証費用規定

1. 目的

本規定は、一般社団法人 日本電機工業会（以下「JEMA」という。）の空気清浄機性能認証制度（以下「認証制度」という。）における会社登録、認証申請、情報更新その他の手続きに係る費用について定めることを目的とする。

2. 費用の種類

本制度に係る費用は、次の通りとする。

1) 会社登録費用

本認証制度への登録時に支払う費用をいう。（原則として登録初年度のみ。）

2) 認証申請費用

新規の認証番号の取得を申請する場合において、申請1件ごとに支払う費用をいう。

3) 年間維持管理費用

認証制度に登録した場合において、会社登録を継続する限り、1年間当たりの維持管理に要する費用をいう。（登録初年度から発生する。また、原則として日割、月割は認めない。）

3. 費用の額

各費用の額（税抜）は、表1による。

表1 - 費用の額（税抜）

費目	JEMA会員	JEMA非会員
1) 会社登録費用	¥0	¥50,000
2) 認証申請費用	¥30,000/件	¥150,000/件
3) 年間維持管理費用	¥30,000/年	¥50,000/年

4. 試験の実施に係る費用

指定試験機関が設定する試験費用による。

5. 支払方法

申請者は、JEMAが発行する請求書に基づき、指定期日までに銀行振込その他認証機関が指定する方法により支払うものとする。

振込手数料は申請者の負担とする。

6. 支払期限

各費用は、JEMAが指定する期日までに支払うものとする。

7. 返金

既に納付された費用は、原則として返還しない。

ただし、JEMAの責めに帰すべき事由により審査が実施されなかった場合は、全部又は、一部を返還することができる。

8. 費用の改定

JEMAは、社会情勢、物価変動、審査体制の変更等に応じて費用を改定することができる。

9. 発生費用の例

発生費用（税抜）の例は、表2 及び表3 による。

表2 - 発生費用（税抜）の例（JEMA会員の場合）

項目	登録初年度	登録次年度
新規申請件数	1件	0件
1) 会社登録費用	¥0	¥0
2) 認証申請費用	¥30,000	¥0
3) 年間維持管理費用	¥30,000	¥30,000
費用合計	¥60,000	¥30,000

表3 - 発生費用（税抜）の例（JEMA非会員の場合）

項目	登録初年度	登録次年度
新規申請件数	1件	0件
1) 会社登録費用	¥50,000	¥0
2) 認証申請費用	¥150,000	¥0
3) 年間維持管理費用	¥50,000	¥50,000
費用合計	¥250,000	¥50,000

10. 附則

本規定は、2026年4月1日より施行する。

以 上